

労基みえ

第206号 令和7年1月1日発行

発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会
津市東丸之内33-1 津フェニックスビル7階

TEL (059) 227-1051
FAX (059) 227-1739

URL <https://www.mierouki.or.jp>
E-mail:roukimie@mierouki.or.jp



神宮の松(伊勢市)

新年のごあいさつ



一般社団法人
三重労働基準協会連合会

会長 杉浦 雅和

明けましておめでとうございます。令和7年の新春を迎え、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。各地区労働基準協会の会員皆様におかれましては、新しい年への期待をもって新年をお迎えになられたことと存じます。

皆様方には、日頃より当連合会の各種事業の実施にあたり、ひとかたならぬご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、能登半島地震や台風・局地的豪雨などの自然災害に見舞われ、日本各地で甚大な被害がでました。被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧をお祈り申し上げます。

昨今の経済情勢については、景気は緩やかな回復を続けていますが、個人消費の回復などには遅れが見受けられますので、今後の政府の経済政策により持続的な景気回復への基盤が確立されることを期待しております。

一方で、今月発足する米国のトランプ政権が、為替や資源・エネルギー価格、貿易関連にもたらす影響を注視していく必要があると考えています。

労働行政に関しては、令和5年度に策定された「第14次労働災害防止計画」が3年目を迎える年で

あり、県内安全衛生を取り巻く状況と施策の方向性を踏まえ、関係者等が一体となって取り組んでいるところであります。

昨年は、労働環境に大きな影響を与える変化が多く見られました。特に、働き方改革のさらなる推進、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展、そしてメンタルヘルスや安全衛生に関する新たな課題が浮き彫りとなりました。

また、昨今の雇用情勢は依然として厳しく、中小事業場の安全衛生対策の停滞も懸念されます。しかしながら、どのような状況下にあっても、事業者にとって、安全衛生対策に取り組むことが企業経営や人材確保の観点からプラスになることの理解を深めるとともに、主体的かつ自発的な安全衛生管理活動を促進・定着させる必要があります。

当連合会は、安全衛生対策の一環として、登録教習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関などとしての立場から、技能講習をはじめ各種の教育講習等の実施を通じ、労働災害の防止に寄与すべく、本年も講習等の充実を図っていくほか、各地区の労働基準協会と連携しつつ、安全衛生等に関する周知啓発、意識の高揚のためのセミナー開催や広報活動などを積極的に推進していきたいと考えています。

最後になりますが、新しい年が皆様にとってよりよい年になるよう心からお祈り申し上げますとともに、当連合会の事業活動への変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



三重労働局長

石田 聡

新年あけましておめでとうございます。

令和 7 年の年頭に当たり、改めて日頃の労働基準行政への御理解と御協力に感謝申し上げますとともに、今後の労働基準行政について述べさせていただきます。

第一に安全衛生対策についてです。昨年の三重県内における労働災害による死亡者数は、11 月末時点で 12 人と昨年同期比で 4 人の増加、休業 4 日以上 の死傷者数につきましては、11 月末現在で 1,953 人と前年同期比で 78 人の増加となりました。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶ちません。中でも、60 歳以上の高年齢労働者の労働災害が顕著に増加しています。

一方、職場における労働者の健康保持増進に関しては、メンタルヘルスや過重労働への対応、化学物質の自律管理や石綿ばく露防止、治療と仕事の両立支援など多様化しております。

労働災害を減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年度からスタートした三重労働局第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次 3 年目となる令和 7 年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

各会員企業におかれましても、経営トップの強いリーダーシップの下、労使双方が危機感を持って、労働災害防止対策に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

第二に働き方改革についてです。昨年 4 月より、

建設事業、自動車運転の業務等についても、時間外労働の上限規制が適用されました。こうした業種の長時間労働の背景には取引慣行上の問題など、個々の事業主の努力だけでは解決することが困難な課題もあることから、引き続き、働き方改革の重要性等に係る周知広報、荷待ち時間の削減等に係る荷主への要請などの取組を行うとともに、中小企業等に対するきめ細やかな支援も継続してまいります。

第三に賃金引上げについてです。三重県最低賃金が昨年の 10 月 1 日から 50 円引き上げられ、時給 1,023 円となりました。三重労働局では、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金を引き上げた場合に対象となる「業務改善助成金」や、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するための「キャリアアップ助成金」など各種助成金を用意しておりますので、活用についてご検討いただきますようお願い申し上げます。加えて、同一労働同一賃金の遵守の徹底や価格転嫁対策等中小企業等が着実に賃上げできる環境整備に取り組んでまいります。

三重労働局においては、本年も引き続き、地方自治体、労使団体等との連携を密にし、地域の実情に応じた取組を進め、地域における総合労働行政機関として、労働基準監督署及びハローワークと一体となって施策を推進してまいります。

結びに、労働行政の推進に当たっては、貴協会並びに会員各位のご理解とご協力が不可欠です。今後とも、皆様と連携し、三重労働局職員が一丸となって、役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴協会の益々のご発展と会員企業の皆様のご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

過労死防止対策推進シンポジウムを開催しました

過労死等防止啓発月間中に三重労働局では津市において令和 6 年 11 月 21 日にシンポジウムを開催し、多くの皆様に参加していただきました。

宮下労働基準部長の開催あいさつに続き、吉徳監督課長の「三重労働局からの報告」、静岡社会健康医学大学院大学 天笠准教授から「働く人々のためのハラスメント防止とその対策」をテーマにした基調講演等の内容で行いました。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会を目指すことや過労死等を防止することの重要性について関心や理解を深めることができました。



謹 賀 新 年

三重労働局

局 長	石 田	聡 史
総 務 部 長	東 尚	史 陽
総 務 課 長	田 中	信 彦
労働保険徴収室長	田 中	吉 健
労働基準部長	宮 下	祥 洋
監督課長	吉 徳	英 郁
健康安全課長	久 保	千 大
労災補償課長	田 村	裕 克
賃金室長	久 留	尚 京
雇用環境・均等室長	田 中	
職業安定部長	山 口	
職業安定課長	奥 野	
職業対策課長	中 村	
需給調整事業室長	辻 市	
訓練課長		

労働基準監督署

四日市労働基準監督署長	三 浦	かをり
松阪労働基準監督署長	小 西	勲 久
津労働基準監督署長	古 市	泰 久
伊勢労働基準監督署長	海 山	淳 之
伊賀労働基準監督署長	中 谷	淳 介
熊野労働基準監督署長	半 田	敦 裕
	高 木	俊 宏
	横 田	由 晃
	富 石	利 宏
	矢 橋	一 真
	大 山	文 夫
	小 堀	

公共職業安定所

四日市公共職業安定所長	高 木	俊 宏
伊勢公共職業安定所長	横 田	由 晃
津公共職業安定所長	富 石	利 宏
松阪公共職業安定所長	矢 橋	一 真
桑名公共職業安定所長	大 山	文 夫
伊賀公共職業安定所長	小 堀	
尾鷲公共職業安定所長		
尾鷲公共職業安定所熊野出張所長		
鈴鹿公共職業安定所長		

一般社団法人三重労働基準協会連合会

会 長	杉 浦	雅 和
副 会 長	宇 野	恭 生
副 会 長	山 崎	長 徳
副 会 長	田 端	英 明
専 務 理 事	森 輝	重 重

地区労働基準協会

桑名労働基準協会長	山 本	重 雄
(一社)四日市労働基準協会長	山 崎	長 徳
津労働基準協会長	田 端	英 明
松阪労働基準協会長	宇 野	恭 生
伊勢労働基準協会長	山 田	直 元
伊賀労働基準協会長	宇 野	吉 直
熊野尾鷲労働基準協会長	北 村	司 紀
	岡 田	晴 晴

三重県内の最低賃金

三重県最低賃金 時間額 **1,023円** (令和6年10月1日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。ただし、次の労働者は、「三重県最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
 - ② 雇い入れ後3月未満（「電線・ケーブル製造業」は6月未満）の者であって、技能習得中のもの
 - ③ 主として清掃又は片付け等軽易業務に従事する者
- ※派遣労働者については、派遣先の地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金		効力発生日	
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額 1,033円	令和6年12月21日	
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額 1,031円	令和6年12月21日	
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額 1,047円	令和6年12月21日	

※三重県最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

従って、「三重県鋳鉄铸件、可鍛鉄、鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円、平成10年12月15日発効）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円、平成15年12月15日発効）」、「三重県洋食器・刃物・手道具金物類製造業最低賃金（時間額843円、平成27年12月20日発効）」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（時間額923円、令和3年12月21日発効）」が適用される労働者については、三重県（地域別）最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければならない。

三重県内の労働災害発生状況

令和6年11月末速報値

	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和5年	令和6年	対前年比	令和5年	令和6年	対前年比	
	11月末			11月末		人	%
全産業	8	12	+4	1,875	1,953	+78	+4.2
製造業	1	4	+3	497	491	-6	-1.2
鋳業	0	0	0	5	4	-1	-20.0
建設業	2	4	+2	225	210	-15	-6.7
道路貨物運送業	1	1	0	199	204	+5	+2.5
林業	1	1	0	22	26	+4	+18.2
小売業	0	0	0	231	261	+30	+13.0
社会福祉施設	0	0	0	157	215	+58	+36.9
上記以外の産業	3	2	-1	539	542	+3	+0.6
製造業内訳	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和5年	令和6年	対前年比	令和5年	令和6年	対前年比	
	11月末			11月末		人	%
食料品	1	0	-1	122	111	-11	-9.0
木材・木製品	0	0	0	22	15	-7	-31.8
化学工業	0	0	0	38	55	+17	+44.7
窯業土石製品	0	1	+1	42	31	-11	-26.2
金属製品	0	0	0	66	79	+13	+19.7
一般機械	0	0	0	47	25	-22	-46.8
電気機械器具	0	0	0	31	19	-12	-38.7
輸送用機械	0	1	+1	45	60	+15	+33.3
上記以外の製造業	0	2	+2	84	96	+12	+14.3

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」（新型コロナウイルス感染症を除く）

年間安全衛生管理計画の作成について

事業場の安全衛生を確保するためには、労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動を継続的、かつ、計画的に実施することが必須となります。

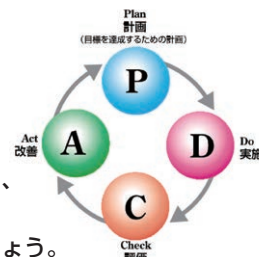
また、事業場の安全衛生水準を向上させるには、前年（度）に取り組んだ安全衛生活動を検証し、その結果を次年（度）の安全衛生活動に反映することが求められます。

三重労働局ホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html#4_9）に

「令和7年(度)安全衛生管理計画及び実施結果報告書」を掲載しておりますのでご活用をお願いします。

※50人以上の製造業（一部業種10人以上）・第三次産業（一部業種30人以上）など一定の事業場には、所轄労働基準監督署長から同報告書を送付の上、年間安全衛生管理計画の作成及び提出を依頼します。

年間安全衛生管理計画を作成し、『PDCAサイクル』により、安全衛生活動を推進しましょう。



事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも

- 足場／局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
 - 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
 - 特定元方事業者の事業開始報告
- など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん

厚生労働省 ひとくらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署

人材開発支援助成金を活用する事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金における訓練経費の負担の取扱いを 令和6年11月5日から明確化しました

人材開発支援助成金において、訓練経費の助成を受けるためには、「訓練等に要した経費を支給申請までに申請事業主が全て負担していること」が要件となっています。

今般、教育訓練機関や教育訓練機関に関連する者(以下、「教育訓練機関等」という。)と申請事業主との間で業務委託契約を締結することにより、教育訓練機関等から申請事業主に対して入金が行われ、実質的に訓練経費の返金が疑われる事案が確認されたことを受けて、教育訓練機関等から申請事業主に対する金銭の提供等、訓練経費の負担の取扱いについて、以下のとおり明確化しました。

※従前から、申請事業主の負担額の実質的な減額となる金銭の支払がある場合は、支給対象外ですが、支給要領の改正により、本取扱いを明確化しました。

1 申請事業主の訓練経費の負担に係る留意点

申請事業主の教育訓練機関に対する訓練経費の支払が完了しているか否かにかかわらず、申請事業主が、教育訓練機関等※1から、実施済みの訓練経費の全部又は一部につき、申請事業主の負担額の実質的な減額となる金銭の支払い(訓練経費の返金を含む。)を受けた場合や受ける予定がある場合等には、「訓練等に要した経費を支給申請までに申請事業主が全て負担」したことにはならないため、本助成金の支給対象経費には該当しません。

特に、次のケースに該当する場合、支給対象経費に該当しないものとして取扱います。

- 教育訓練機関等から申請事業主への入金額※2と助成金支給額の合計が訓練経費と同額の場合
- 教育訓練機関等から、訓練に関係する広告宣伝業務(例:訓練成果等に関するレビューや訓練を受講した感想・インタビューの実施等)の対価として金銭を受け取った場合
- 教育訓練機関等から、「研修の実施に際して費用負担がかからない」等、当該訓練を行うための負担軽減に係る提案を受け、提案の前後にかかわらず金銭を受け取った場合(営業協力費、協賛金など名目を問いません。)
- その他、訓練等に付随して教育訓練機関等と締結した契約に基づき金銭を受け取った場合

※1 教育訓練機関等には、申請事業主のために訓練等を提供する教育訓練機関だけではなく、当該教育訓練機関との関連がある者(資本等の関連のある者、代表者が同一人物である者、業務上の関係がある者、その他事業主等から教育訓練機関への訓練経費の支払いに関連して、事業主等に金銭等を提供する者)を含みます。また、法人や個人を問いません。

※2 金銭による利益提供以外に、クーポン券等の金銭的価値のあるもののほか、消費貸借契約に基づく貸付、他の支払いの相殺・免除、製品やサービスの提供その他の経済的な便宜等を受ける場合も含みます。

2 提出書類の変更について

人材育成支援コース、人への投資促進コース(長期教育訓練休暇等制度以外)、事業展開等リスリング支援コースの計画届及び計画変更届について、新たに「教育訓練機関と訓練契約を締結することとなった経緯」に関する項目を追加しました。

また、教育訓練機関等から訓練費用の負担軽減に係る説明資料等(受講案内を除く)を提供された場合は、当該資料等の提出が必要となります。

なお、この内容が適用されるのは、「職業訓練実施計画届(様式第1-1号)」の届出日が、**令和6年11月5日以降**であるものとなります。

本助成金のご利用にあたりご不明な点は、管轄の労働局にお問い合わせ下さい。



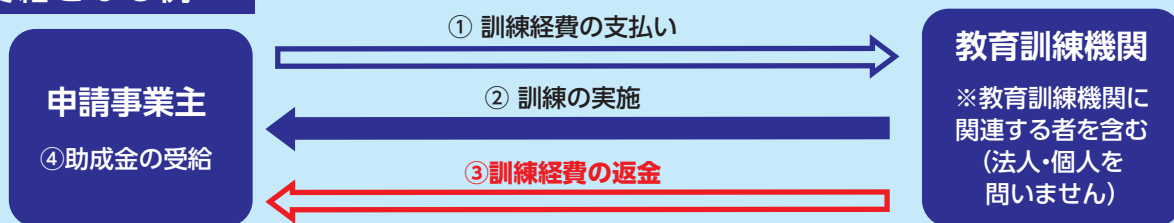


人材開発支援助成金の不適正な勧誘にご注意ください 不正受給事案は事業主名・教育訓練機関名を公表します*

※ 支給決定取消等を行った額が100万円未満を除く。

- 人材開発支援助成金は、申請事業主が従業員に訓練を受講させ、訓練経費を全て負担する等支給要件を満たした場合に、訓練経費の一部等を助成する制度です。
- 昨今、助成金を活用して従業員に訓練を実質無料で受けさせることができるなどと謳い、本来受けることができない助成金・訓練の提案・勧誘を行う訓練機関やコンサルティング会社などが存在しているという情報が寄せられています。
- 返金を受けることなどにより、実際に申請事業主が全て訓練経費を負担していない場合は、支給要件を満たしませんので、助成金を受給することはできません。場合によっては、不正受給を行った事業主として、事業主(企業)名や代表者名を公表します。また、悪質な場合は、捜査機関に刑事告訴を行います。

不支給となる例



その他、次のような場合は、申請事業主が訓練経費を全て負担しておらず、経費助成の対象外です。

- ・教育訓練機関等から、訓練に関する広告宣伝業務（例：訓練成果等に関するレビューの提供や訓練を受講した感想・インタビューの実施等）の対価として金銭を受け取ったとき
- ・教育訓練機関等から、「研修の実施に際して費用負担がかからない」等、当該訓練を行うための負担軽減に係る提案等を受け、金銭を受け取ったとき
- ・その他、訓練等に付随して教育訓練機関等と締結した契約等に基づき金銭を受け取ったとき

労働局の審査・調査にご協力いただけない場合、不支給になります。

- ✓ 事前予告無しの調査を行うことがあります。支給決定後も調査を行うことがあります。
- ✓ 雇用保険法第79条に基づく立入検査を実施することがあります。
- ✓ 総勘定元帳など会計帳簿を求めることがあります。
- ✓ 申請書類は、支給決定日の翌日から起算して5年間保存してください。

申請事業主が不正受給を行った場合、以下の措置を講じます。

- ✓ 事業主名(法人)名、代表者名、役員名などの公表
- ✓ 「不正受給した金額」に加え、「当該額の2割相当額」「延滞金」の合計額の請求
- ✓ 不正受給決定日から5年間、人材開発支援助成金を含む雇用関係助成金の不支給

- 教育訓練機関等より本来受けることができない助成金の勧誘・提案を受けた場合は、労働局に情報提供をお願いします。また、その判断に迷う場合は、労働局にご相談ください。
- 本来受けることができない助成金を受給した場合は、必ず労働局に申告するとともに、速やかに助成金の返還をお願いします。
- 「代理人(従業員)に全て任せていた」など代表者が知らなかったとしても、事業主が不正受給を行ったこととなります。
- 人材開発支援助成金は、訓練機関等の認定や指定を行っていません。訓練機関等から必ず支給されると説明を受けたとしても、労働局による支給審査の結果、支給されないこともありますので、ご自身で支給要領やパンフレットの支給要件をご確認いただき、適正な申請をお願いします。

事業主の皆さま

育児・介護休業法改正ポイントのご案内

令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

来年4月から施行される内容をまとめました。
 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等、令和7年10月1日から施行される内容など
 詳細は三重労働局ホームページでご確認ください。

▶ 令和7年(2025)年4月1日から施行

1 子の看護休暇の見直し、介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

義務 就業規則等の見直し等

	改正内容	施行前	施行後
子の看護休暇	対象となる子の範囲の拡大	小学校就業の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
子の看護休暇	取得事由の拡大(③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
子の看護休暇 介護休暇	労使協定による継続雇用期間6か月未満 除外規定の廃止	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
子の看護休暇	名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

(※)取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子又は対象家族が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワークを追加

選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

(※)短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合のみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

4 育児・介護のためのテレワーク導入

義務 就業規則等の見直し

3歳未満の子を養育する労働者または要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主の努力義務となります。

5 育児・介護休業取得時の公表義務適用拡大

義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業

・公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
 ・年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。

6 介護離職防止のための雇用環境整備

義務

介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下の①～④いずれかの措置を講じなければなりません。

- ①介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ②介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (**相談窓口設置**)
- ③自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度の**利用促進に関する方針の周知**

7 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

義務

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談②個別周知・意向確認 書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間) ②労働者が40歳に達した日の翌日(誕生日)から1年間のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

☆社内用アレンジしていただける周知資料等はこちら

三重労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/ikujikaigokyuuugyou_070401.html

⑦介護離職防止のための個別の周知・意向確認等で活用いただける各種記載例等をダウンロードできます。



問い合わせ先：三重労働局雇用環境・均等室
 TEL 059 (226) 2318

取引関係者の皆さま、国民の皆さま

くらし、
はたらき、
ともに
ススメ!



2024年
4月から

建設業、ドライバー、医師の
時間外労働の上限規制適用開始!



くらし-はたらき
マエストロ
たしかめたん

みなさまに お願いがあります!

たしかめよう!

適正な 工期の設定を!



週休2日の実現に向け、
ご配慮をお願いいたします。

荷待ち時間・ 荷役時間の削減を!



再配達への削減に向け、
確実に受け取れる時間の指定や
置き配などの活用をお願いいたします。

行程・ダイヤについて よく話し合いを!



停留所からの安全な発車にも
ご協力ください。

受診は 診療時間内に!



医療のかかり方への
ご理解・ご配慮をお願いいたします。

働き方改革の推進にご協力をお願いします。
詳しくは特設サイトへ! [はたらきかたスズメ](#) 開業



「労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」を労働基準監督署に設置します ～労働者かもしれないフリーランスからの相談に対応～

三重労働局（局長 石田 聡）は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」）が施行される11月1日に合わせて、三重労働局管内の労働基準監督署に、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えるフリーランス（業務委託を受ける事業者）からの労働基準法等の違反に関する相談窓口（受付時間：8時30分～17時15分（平日のみ））を設置します。

労働基準法上の「労働者」に該当するか否かは、契約の形式や名称にかかわらず、実態を勘案して総合的に判断されます。

連合会からのお知らせ

受賞おめでとうございます

一般社団法人 三重労働基準協会連合会長表彰（令和6年10月1日 令和6年度三重県産業安全衛生大会）
（安全衛生表彰）

◆ **優良事業場賞（10事業場）**

シグマー技研株式会社
株式会社イトジュ
株式会社クスノキケミコ
株式会社トーエネック 津営業所
富士電機株式会社 鈴鹿工場
TOPPAN株式会社 松阪工場
パワーサプライテクノロジー株式会社
株式会社伊勢夫婦岩パラダイス
オーナンバイインターコネクトテクノロジー株式会社 電線事業部
株式会社スミロン 三重工場

◆ **功労賞（6名）**

井川 孝（一般社団法人四日市労働基準協会）
佐藤滋晃（富士電機株式会社 三重工場）
佐野信一（日東電工株式会社 亀山事業所）
倉光優次（旭電器工業株式会社）
丸川隆尚（パナソニックライティングシステムズ株式会社 伊賀工場）
中道教之（上野都市ガス株式会社）

（以上「敬称略」）

連合会活動日誌

（令和6年10月～12月）

◆ **10月1日 三重県産業安全衛生大会を開催**

三重労働局、県内労働災害防止関係団体との共催、三重県、労使団体の後援により、「三重県文化会館」において、三重県産業安全衛生大会を開催しました。安全衛生分野における優良事業場や功労者の表彰、労働災害防止に向けた「大会宣言」の採択、マジシャン ユッキー先生の特別講演などが行われました。参加者は250名ほどでした。

◆ **10月6日 労働安全衛生法に基づく免許試験に協力**

公益財団法人安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センターによる三重地区出張特別試験が「三重県総合文化センター」において行われ（受験者数664名）、その準備・運営に関係団体とともに協力しました。

◆ **11月1日 総務部会を開催**

「津フェニックスビル6階講習会場」において総務部会を開催し、事務局から本年度事業の進行状況、本年度予算の執行状況、今後の主要事業の準備状況を報告し、意見を聴きました。

◆ **11月5日 本年度第3回通常理事会を開催**

「津フェニックスビル6階講習会場」において第3回通常理事会を開催し、事務局から本年度事業の進行状況、本年度予算の執行状況、今後の主要事業の準備状況の報告を行うとともに、意見を聴きました。

◆ **11月11日～22日 各地区の労働基準協会が安全衛生大会・優良勤労者表彰式等を開催**

各地区労働基準協会が11日から22日（11日 松阪、13日 伊勢、19日 熊野尾鷲、21日 桑名・四日市、22日 津・伊賀）にかけて安全衛生大会及び優良勤労者表彰式等が開催されました。

◆ **11月13日～15日 広島で第83回全国産業安全衛生大会が開催**

中災防主催の全国産業安全衛生大会が10年ぶりに広島で開催され、全国から約9,100名の参加者、緑十字展には、3日間で延べ14,754名の来場者を得て、盛会裡に終了しました。第1日目の全体集会では、当連合会が推薦した熊澤日出夫氏が緑十字賞を受賞されました。

令和7年1月～令和7年3月の講習会(技能講習)予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

種 別	実施月日	会 場	受講費用
技 能 講 習	乾燥設備作業主任者技能講習	2月18日～19日	津フェニックスビル6階講習会場 12,150円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	1月16日～17日	津フェニックスビル6階講習会場 13,030円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	1月30日～31日	鈴鹿地域職業訓練センター 13,030円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	2月6日～7日	津フェニックスビル6階講習会場 13,030円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	2月27日～28日	近鉄百貨店四日市店 13,030円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	3月13日～14日	近鉄百貨店四日市店 13,030円
	有機溶剤作業主任者技能講習	1月14日～15日	津フェニックスビル6階講習会場 13,030円
	有機溶剤作業主任者技能講習	1月28日～29日	鈴鹿地域職業訓練センター 13,030円
	有機溶剤作業主任者技能講習	2月25日～26日	近鉄百貨店四日市店 13,030円
	有機溶剤作業主任者技能講習	3月11日～12日	近鉄百貨店四日市店 13,030円
	石綿作業主任者技能講習	2月4日～5日	津フェニックスビル6階講習会場 12,480円
	建築物石綿含有建材調査者	1月16日～17日	鈴鹿地域職業訓練センター 48,780円
	建築物石綿含有建材調査者	2月13日～14日	津フェニックスビル6階講習会場 48,780円
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	1月22日～24日	北勢自動車協会(四日市) 17,760円
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	2月19日～21日	北勢自動車協会(四日市) 17,760円
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	3月12日～14日	北勢自動車協会(四日市) 17,760円
	ガス溶接技能講習	3月1日～2日	ポリテクセンター三重(四日市) 14,130円
	高所作業車運転技能講習	3月4日～5日 6日・7日	津フェニックスビル 中部電力中勢配電訓練所(美里)

講習会(養成講習、特別教育、研修等)予定

種 別	実施月日	会 場	受講費用
養 成 講 習 ・ 特 別 教 育 等	安全管理者選任時研修	1月8日～9日	津フェニックスビル6階講習会場 12,150円
	産業用ロボット教示等業務特別教育	2月6日～7日	ホンダアクティブランド(鈴鹿) 13,030円
	産業用ロボット業務特別教育(検査・教示)	1月22日～24日	NDSソリューション(四日市) 35,250円
	化学物質管理者講習(取扱)	1月21日	津フェニックスビル6階講習会場 17,320円
	保護具着用管理責任者教育	1月27日	津フェニックスビル6階講習会場 17,650円
	保護具着用管理責任者教育	2月12日	津フェニックスビル6階講習会場 17,650円

- 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ(ダウンロード可能)し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご要望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。
- 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。
一部の講習会の募集について、受付開始後すぐに満席により受付終了する場合があります。
(FAX申込の方)
入金前に電話にて受付状況を確認願います。受付開始直後は回線が混み合います。送信完了後、しばらく経ってからご連絡ください。
(Web申込の方)
自動送信の「講習申込仮予約確認」メール受信を確認のうえ、入金ください。
※受付前及び満席後の入金は返金対応となりますのでご注意ください。受付できない場合は、当連合会より順次ご連絡いたします。
- 受講費用は消費税・テキスト代を含んでいますが、消費税・テキスト代が変更された場合には改定することがありますのでご確認ください。
- 県内の各地区労働基準協会の会員事業場と一般事業場(非会員)で一部の受講料が異なります。また、会員事業場は、テキスト代を補助しています。上記受講料は会員事業場向けとなっています。一般事業場(非会員)は、連合会のホームページで受講費用をご確認ください。